

文化庁

[ぶんかちょう]

新たな「文化芸術立国」を目指して文化芸術の振興を図ります

新たな「文化芸術立国」（文化芸術振興を国の政策の根幹に据えた国づくり）の実現を目指して、文化芸術振興に関する様々な政策を進めています。具体的には、芸術家等の育成や芸術創造活動への助成、地域文化の振興、国宝や史跡をはじめとする文化財の保存・活用、国際文化交流の推進、著作権の保護・活用、国語の改善・普及、外国人に対する日本語教育を進めています。また、宗教に関する事務を行っています。



文化芸術振興施策の総合的推進

平成27年5月22日に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第4次基本方針）が閣議決定されました。この方針は、平成27～32年度のおおむね6年間を対象としており、我が国が目指す「文化芸術立国」の姿やその実現に向けた成果指標と成果目標を明示しています。この基本方針に基づき、我が国の文化財や伝統等の価値を世界へ発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして、諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげるため、文化芸術振興に取り組めます。



日本遺産「灯り舞う半島 能登 ～熱狂のキリコ祭り～」構成文化財「あばれ祭」

芸術文化の振興

音楽、演劇、舞踊、映画、アニメーション、マンガ等の芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化させる

上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要です。

文化庁では、我が国の芸術文化を振興するため、音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術創造活動への支援、若手をはじめとする芸術家の育成、子供の文化芸術体験の充実、地域の芸術文化活動への支援、文化庁メディア芸術祭の開催をはじめとした映画やアニメーション、マンガ等のメディア芸術の振興等に取り組んでいます。



文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業）日本舞踊公演

文化財の保存・活用

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝・重要文化財、史跡・名勝・天然記念物等として指定・選定・登録し、現状変更や輸出などに一定の制限を課す一方、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っています。また、平成28年度に

は「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、日本遺産をはじめとする地域の文化財の一体的活用、国内外に向けた分かりやすい解説の充実・多言語化、適切な周期による修理や次の修理までも文化財を美しく保つ美装化などの取組を進めることで、文化財を真に人を引きつけ、地域の人々の心のよりどころとなるよう活用していくこととしています。

さらに、我が国を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています。



歴史的建造物をユニークベニューとして活用している事例（姫路城でのイベント）

国際文化交流と国際協力の推進

文化芸術に係る国際的な交流及び国際協力の推進を図ることは、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するものです。

文化庁では、文化に携わる我が国の専門家を「文化交流使」として派遣するほか、芸術による国際文化交流を推進し、古美術品の海外交流展を開催するなど、日本の優れた文化を広く世界に発信しています。

また、海外の文化遺産が適切に保護されるよう、積極的に文化遺産保護の国際協力を推進し、専門家の派遣や招へい等、人材育成支援を行っています。また、世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産として、我が国の文化遺産の登録を進めています。



平成27年度文化交流使の畠山直哉氏による若手写真家を対象とした講習会（インド・デリフォトフェスティバル）

新しい時代に対応した著作権施策の推進

社会の変化や情報技術の発達・普及等に対応した著作権制度の整備を行うため、文化審議会著作権分科会を設置し、検討を行っています。

また、著作物の円滑な利用・流通を促進するための様々な施策を行うとともに、著作権に関する教育事業を実施しています。

さらに、海外における海賊版対策や著作権に関する国際的なルール作りへの参画など、国際的な課題への対応も行っていきます。



平成27年度図書館等職員著作権実務講習会（京都会場）の様子

国語施策と外国人に対する日本語教育施策の推進

日本文化の基盤としての国語の重要性を踏まえ、文化審議会国語分科会（旧国語審議会）の審議、答申等に基づき、「常用漢字表」を周知するなど、国語の改善及びその普及を進めています。

また、日本語教育の実施に対する支援、日本語教育を行う人材の養成、各種の調査研究などを通じて、国内に定住している外国人に対する日本語教育を推進しています。

宗務行政

宗教法人法に基づく宗教法人の認証事務や宗教に関する資料の収集などを行い、宗教法人制度の適正な運用に努めています。

また、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。

[HP](#) 「文化庁ホームページ」

[HP](#) 「文化庁広報誌「ぶんかる」」